

令和6年

第4回農業委員会通常総会 議事録

(令和6年8月26日開催)

武蔵野市農業委員会

## 令和6年第4回農業委員会通常総会 議事録

- 1 日時 令和6年8月26日（月曜日）午前9時30分
- 2 場所 武蔵野市役所西棟8階812会議室
- 3 議事  
議案第5号 特定農地貸付けの取消承認申請について
- 4 協議・報告事項
  - (1) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について（1件）
  - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について（2件）
  - (3) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく利用状況報告について
  - (4) 企業的農業経営顕彰について
  - (5) 行政視察について
  - (6) 農産物品評会について
  - (7) 農家見学会について
  - (8) 農業委員会サポートシステムの利用開始について
  - (9) 農地パトロールについて
  - (10) その他 会議等日程
- 5 出席委員

1番	榎本一宏	君	2番	後藤幸治	君
3番	森田茂紀	君	4番	松本正人	君
5番	北沢俊春	君	6番	下田誠一	君
7番	榎本英明	君	8番	土屋美恵子	君
9番	中村健二	君	10番	大谷壽子	君
11番	高橋栄治	君	12番	吉野憲二	君
13番	坂本和人	君	14番	櫻井義則	君
- 6 欠席委員 なし
- 7 委員以外の出席者 なし

## 8 事務に従事した職員

局長	小池鉄哉君
係長	合田宇宏君
主任	花木賢太君
主任	森麻衣子君
会計年度任用職員	浅賀恵津子君

事務局長

ただいまより令和6年第4回農業委員会通常総会を開催したいと存じます。

先日、農業会議での臨時総会、常設審議委員会、創立70周年記念式典に同行しました。会長が参加されたことを報告いたします。

それでは、会長、お願いいたします。

会長

今週はまた台風が近づいています。まだ暑い日が続きますので、皆さま気を付けていただければと思います。

ただいまより、農業委員会通常総会を開催いたします。

本日は総会ですので、事務局より会議の成立についての報告をお願いします。

事務局長

本日は14名中14名全員のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、有効に成立していることを報告いたします。

会長

署名委員は、3番森田委員、4番松本委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

議案第5号 特定農地貸付けの取消承認申請についてを上程します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

[事務局説明]

会長

以上について、何か質問等はございますか。

議会でも話があると思いますが、御殿山、境南と市民農園が続けて減っていますが、市としては今後増やして

いくのか、減らしていくのか、方向性を伺いたいです。

事務局長

ご指摘のとおり、先日の市議会で条例の改正が行われたところで、議員からも市民農園の方向性については、質疑がありました。市としては、農地の相続に伴う買取は財政的に難しいという現状と、今後貸借の相談があった場合には検討する旨をご説明させていただきました。市議会でご理解いただき総務委員会での審査、本会議での審議は終了し、全会一致で条例は可決しました。

会長

探されて検討されているということですね。

14番 櫻井委員

この広さで何区画あったのですか。

事務局

全91区画です。

会長

では、質疑も終了しましたので、お諮りします。議案第5号に賛成の方は、挙手をお願いします。

[挙手の確認]

会長

全員賛成ですので、本案は可決しました。

続きまして、協議・報告事項に入ります。

(1) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

一括して事務局より説明を求めます。

事務局

[事務局説明]

会長

以上について、何かご質問等ございますか。

[質疑なし]

会長

続きまして、

(3) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく

利用状況報告について

事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長

以上について、何かご質問等ございますか。

5番 北沢委員

市民農園が減少しているのですが、市としては体験農園を増やそうと思うかもしれませんが、体験農園と市民農園は別の物なので、体験農園を増やさない方が良いと思います。

事務局

市民農園は市民のレクリエーション施設と謳っているのに対し体験農園は農家さんと近い部分があり、色合いがかなり違うと思います。農業振興計画でも書き分けておりますので、切り分けてやっていきたいと思っています。

14番 櫻井委員

申請の時は現地に見に行きますが、その後は農地パトロールでの確認だけです。報告書は文面だけなので、状況の項目に春夏秋冬の写真添付があれば、判断材料の資料として使えるのではないかと思います。写真の添付まで要求していいのかわかりませんが、貸借される方も今年度の肥培管理状況をアピールしていただけるので、良いのではないのでしょうか。

事務局

少なくとも、1年間の報告となっており、様式に則ってご提出していただいています。どこまで強制力を持たせられるかはありますが、可能な限り肥培管理の状況が分かるよう写真添付をお願いすることはできると思うので、事務局でも前向きに調整したいと思っています。

7月に報告書をまとめた理由は、8月の委員会で記載内容を確認して、農地パトロールで現地を見ていただけると思ったからです。ぜひ注視していただきたいです。

5番 北沢委員

年間40日以上従事の農作業のメモというのは判断材料として要らないのでしょうか。

事務局

特段その根拠資料に対する指導はしていません。

なぜ記載しているかというのと、認定の際に1割従事を要件にしているので記載してもらっています。

会長

営農活動をしていたという確認をしています。  
ご指摘のとおり、写真添付についてはお願いしていただければと思います。

続きまして、

(4) 企業的農業経営顕彰について  
事務局より説明を求めます。

事務局

[事務局説明]

会長

今回は「集団活動の部」ということで、●●を推薦させていただきたいと思います。ここで決まれば推薦が決定します。皆さまご意見いただけますでしょうか。

8番 土屋委員

ぜひ推薦を進めていただきたいです。

[全会一致]

会長

では、推薦の手続を進めていただければと思います。

続きまして、

(5) 行政視察について  
事務局より説明を求めます。

事務局

[事務局説明]

会長

森田委員にはご尽力いただきました。皆さま、ご参加  
よろしくお願ひします。  
以上について、何かご質問等ございますか。

[質疑なし]

会長

続きまして、

(6) 農産物品評会について  
事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長

以上について、何かご質問等ございますか。

〔質疑なし〕

会長

続きまして、  
（7）農家見学会について  
事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長

以上について、何かご質問等ございますか。  
受け入れ人数について、いかがでしょうか。

11番 高橋委員

来年も同じほ場とは限らないので、予算がある以上、  
人数は10組で統一した方が良いのではないのでしょうか。

13番 坂本委員

資材価格も高騰しています。協力農家も経営があるので、  
予算については対応していただきたいです。

8番 土屋委員

来年度予算を組むのであれば、協力農業者への支払額  
をもう少しアップしていただいた方が良いと思います。

事務局長

単価については、検討していきたいと思います。受け  
入れ人数を揃えた方が良いのであれば、その方向で準備  
したいと思います。

議員の見学会の日程については、決定次第お知らせし  
ます。

会長

続きまして、  
（8）農業委員会サポートシステムの利用開始につい  
て  
事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長

以上について、何かご質問等ございますか。

14番 櫻井委員 我々農業委員が日常的に行うパトロールに使うことはありますか。

事務局 まだその段階ではありません。使い勝手が良ければ、タブレット端末を増設して貸与するというところもあるかもしれませんが、まずは試してみたいところです。

会長 全国的にはタブレットの導入が進んでいますが、東京都は遅れていて取り組み始めたところです。今回は試行的に取り入れます。なるべく簡素化して事務処理も少し楽になると思います。

事務局 続きまして、  
(9) 農地パトロールについて  
事務局より説明を求めます。  
〔事務局説明〕

会長 では、各地区で、日程調整とメンバー調整をお願いします。10分程度で決めていただければと思います。

〔地区に分かれて日程調整〕

会長 では、各地区の班長は日程とメンバーについて、報告をお願いします。

〔各班長 報告〕

事務局 委員の皆さま、調整ありがとうございました。準備させていただきますので、この日程を空けておいていただければと思います。ご連絡させていただきます。

農地パトロールについて、改めていくつか説明させていただきます。

正式名称は「農地利用状況調査」といい、農地法第30条第1項に「毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない」と、規定されています。

一部の市民の方から、最近の農地パトロールの判断が甘いのではないかというご意見をいただいております。我々



としても由々しき事態であると認識しております。

第2項に「農業委員会は、必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を行うことができる」と規定がございますので、皆さまには、通りすがりのついでも含めて農地を見ていただき、活動記録カードを提出していただきたいと思っております。

会長

農地パトロールは法律に基づいて取り組んでいただくよう、よろしくお願いいたします。

最後に、(10) その他 会議等日程 事務局より説明を求めます。

事務局

[事務局説明]

3番 森田委員

品評会についてですが、トラブルは突然起こります。ひとりひとりの心づもりが必要だと思います。

事務局

先日の実行委員会でも、緊急の場合の連絡体制を整えて、情報共有することを確認したところです。

会長

最後に委員の皆様や事務局から何かございますか。

特になければ、以上をもちまして、本日の通常総会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会時刻 午前11時30分

上記は議事の経過を記録し、相違ないので署名する。

令和6年 8月 27日